

**令和2年度企業等誘致・集積推進事業業務委託 募集要項**  
**(公募型プロポーザル)**

**1 案件の名称**

令和2年度企業等誘致・集積推進事業業務委託

**2 業務内容に関する事項**

**(1) 事業の目的と概要**

大阪経済の活性化に資するため、進出企業との取引を通じたビジネスチャンスの拡大や雇用機会の創出、税収の増加などを目的として、国内外からの企業等の誘致及び市内での再投資を促進するとともに、進出企業等の大阪での定着支援などの取組を行っている。

本事業は、健康・医療や環境・エネルギー、情報通信などの成長産業分野の企業等を中心に本市のインセンティブや大阪のビジネス環境の魅力を情報発信し、様々なネットワークを活用しながら、進出案件や投資計画を有する有望企業等を掘り起こしや情報収集を行い、それらの企業に対して長期継続的に誘致活動に取り組むことを目的とする。

今般、その目的を達成するため、受注者のもつ企業誘致等に関する幅広い知識と経験、専門性を活用するため、民間事業者から広く企画提案を募集する。

**(2) 業務内容**

別紙1「令和2年度企業等誘致・集積推進事業業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」を参照のこと。

**(3) 契約上限金額（予定）**

金56,030千円（消費税及び地方消費税を含む）

※令和2年度予算の編成過程で変更となる場合がある。

**(4) 契約期間**

令和2年4月1日～令和3年3月31日

※契約の締結は、令和2年度大阪市予算の成立以降に行う。

**(5) 履行場所**

本件業務の拠点となる事務所については、大阪市内とし、受注者が確保する。

**(6) 費用分担**

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、発注者は契約金額以外の費用を負担しない。

### 3 契約に関する事項

#### (1) 契約の方法

大阪市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は発注者と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、提出書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、発注者が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

#### (2) 委託料の支払

業務完了後、発注者の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

#### (3) 契約条項

別紙2「業務委託契約書」参照

#### (4) 契約保証金

契約保証金	免除
保証人	不要

#### (5) 再委託について

ア 受注者は、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務手法の決定及び技術的判断等について再委託することはできない。

イ 受注者は、コピー、印刷、製本、トレース、資料整理、ホームページ作成及び維持管理にかかる保守管理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

ウ 受注者は、ア及びイに規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

エ 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

#### (6) その他

契約締結後、当該契約の履行中に大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約を解除する。

## 4 参加資格等

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

イ 直近 1 ヶ年において、本店所在地の市町村民税（東京都の場合は法人住民税）、消費税及び地方消費税を完納していること。

ウ 企画提案時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。

エ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。

オ 適切な情報セキュリティ・ポリシー及び情報管理体制が整備されていること。

カ 参加申請書の提出時点において、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。

キ 平成 26 年度以降、官公庁発注による、企業誘致関連業務\*を元請として履行した実績（ただし、履行中のものを除く。）を有すること。

\*進出有望企業情報の収集・アプローチ、企業立地意向・動向調査、企業誘致セミナーの開催運営、企業誘致に係る広報ツールの作成など。

ク 2 つ以上の事業者が共同事業体を結成して申請する場合は、上記アからキの条件を満たす事業者同士の場合とし、かつ、以下の要件も満たさなければならない。

ただし、キについては、共同事業体の代表者が満たしていればよいものとする。

(ア) 構成員は、共同事業体の代表者となる事業者を決め、代表者は、全体の意思決定、管理運営等にすべての責任を持つこと。なお、代表者は、業務の遂行に責任を持つことのできる事業者とすること。

(イ) 参加申請以後における、代表者及び構成員の変更は原則として認めない。

(ウ) 代表者とならない構成員にあつては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること。

(エ) 参加申請時に共同事業体の協定書の写しを併せて提出すること。なお、協定書には、構成員の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されていること。

(オ) 単独で参加した事業者は、共同事業体の構成員となることはできない。

(カ) 各構成員は、複数の共同事業体の構成員となることはできない。

## 5 スケジュール

- 公募開始 令和 2 年 1 月 16 日（木）
- 実施説明会申込期限 令和 2 年 1 月 22 日（水）
- 実施説明会 令和 2 年 1 月 24 日（金）
- 質問受付期限 令和 2 年 1 月 31 日（金）
- 質問に対する回答 令和 2 年 2 月 7 日（金）（予定）
- 参加申請関係書類の提出期限 令和 2 年 2 月 14 日（金）

- 参加資格決定通知 令和2年2月25日(火)(予定)
- 企画提案書類の提出期限 令和2年2月28日(金)
- プレゼンテーション審査 令和2年3月上旬(予定)
- 選定結果通知 令和2年3月下旬(予定)
- 契約締結・事業開始 令和2年4月1日(水)
- 事業完了 令和3年3月31日(水)

## 6 応募手続きに関する事項

### (1) 実施説明会の開催

#### ア 開催日時

令和2年1月24日(金) 午後2時から3時(予定)

※当日は、説明会開始以降の参加は認めない。

#### イ 開催場所

大阪市住之江区南港北二丁目1番10号 ATCビル0's(オズ)棟南館4階

大阪市経済戦略局 第2会議室(予定)

#### ウ 申込方法

「公募型プロポーザル実施説明会参加申込書」(様式1)を下記9の提出先まで提出すること。持参のほか郵送、FAX、電子メールによる申込を可とするが、送付後は必ず電話確認を行うこと。

※電子メールによる申込の場合は、「件名」に「【説明会申込：企業等誘致・集積推進業務委託】」と明記すること。

※電話や口頭での申込は受け付けない。

#### エ 申込期限

令和2年1月22日(水) 午後5時30分まで(必着)

※事前申込のない者は、実施説明会への参加を認めない。

#### オ 備考

実施説明会の参加は、公募型プロポーザル参加の必須条件ではないが、可能な限り参加すること。

### (2) 質問の受付・回答

#### ア 受付期間

公募開始日から令和2年1月31日(金)午後5時30分まで(必着)

#### イ 提出方法

「質問書」(様式2)を下記9の提出先まで提出すること。持参のほか郵送、FAX、電子メールによる提出を可とするが、送付後は必ず電話確認を行うこと。

電話確認を行わなかった場合、質問に回答できないことがある。

※令和2年1月23日(木)午後8時～令和2年1月24日(金)午前8時の間、下記9の提出先において、停電を実施することから、その間のFAXによる受け付けは行えないので、注意すること。

※電子メールによる提出の場合は、「件名」に「【質問：企業等誘致・集積推進業務委託】」と明記すること。

※電話や口頭での質問は受け付けない。

#### ウ 回答

受け付けた質問事項に対する回答は、令和2年2月7日(金)(予定)に経済戦略局ホームページに掲載する。

### (3) 参加申請書類の提出及び参加資格審査結果通知

#### ア 提出書類

##### 【単独法人等】

- (ア) 公募型プロポーザル参加申請書(様式3-1)
  - (イ) 公募型プロポーザル参加申請にかかる誓約書(様式5)
  - (ウ) 業務実績調書(様式6。平成26年度以降の実績を記載し、業務の契約書及び仕様書等(参加資格条件について確認できる資料)の写しを添付すること。)
  - (エ) 情報セキュリティ・ポリシーに関する資料(様式自由)
  - (オ) 使用印鑑届(様式7)
  - (カ) 印鑑証明書【申請時点で発行から3カ月以内のもの：原本】
  - (キ) 事業概要(パンフレット等事業者の業務内容がわかるもの)
  - (ク) 履歴事項全部証明書(その他の団体等で法人登記がない場合は、定款その他の規約)  
【申請時点で発行から3カ月以内のもの：写し可】
  - (ケ) 直近1カ年分の本店所在地の市町村民税(東京都の場合は法人住民税)並びに固定資産税・都市計画税の納税証明書【申請時点で発行から3カ月以内のもの：写し可】  
ただし、会社設立1年未満のため納税証明書が発行されない等の場合は、その旨を記載した理由書(様式自由)
  - (コ) 消費税及び地方消費税の納税証明書(納税証明書その3(その3の2、その3の3でも可)【申請時点で発行から3カ月以内のもの：写し可】)
  - (カ) 直近1カ年分の貸借対照表及び損益計算書(写し)
- ※(ケ)及び(コ)は、「未納の額が無いことがわかるもの」であること。
- ※(オ)～(カ)は、令和元・2・3年度(平成31・32・33年度)本市入札参加有資格者名簿に登録のある者については省略できるものとする(様式3-1に承認番号を記載すること)。

##### 【共同事業体】

- (ア) 公募型プロポーザル参加申請書(様式3-2)

- (イ) 共同事業体届出書兼委任状（様式4）
  - (ウ) 公募型プロポーザル参加申請にかかる誓約書（様式5）
  - (エ) 業務実績調書（様式6。平成26年度以降の実績を記載し、業務の契約書及び仕様書等（参加資格条件について確認できる資料）の写しを添付すること。）
  - (オ) 情報セキュリティ・ポリシーに関する資料（様式自由）
  - (カ) 使用印鑑届（様式7） ※代表構成員のみ
  - (キ) 印鑑証明書【申請時点で発行から3カ月以内のもの:原本】 ※代表構成員のみ
  - (ク) 事業概要（パンフレット等事業者の業務内容がわかるもの）
  - (ケ) 履歴事項全部証明書（その他の団体等で法人登記がない場合は、定款その他の規約）  
【申請時点で発行から3カ月以内のもの:写し可】
  - (コ) 直近1ヵ年分の本店所在地の市町村民税（東京都の場合は法人住民税）並びに固定資産税・都市計画税の納税証明書【申請時点で発行から3カ月以内のもの:写し可】  
ただし、会社設立1年未満のため納税証明書が発行されない等の場合は、その旨を記載した理由書（様式自由）
  - (サ) 消費税及び地方消費税の納税証明書（納税証明書その3（その3の2、その3の3でも可））【申請時点で発行から3カ月以内のもの:写し可】
  - (シ) 直近1ヵ年分の貸借対照表及び損益計算書(写し)
  - (ス) 共同事業体協定書（写し）
- ※(ウ)及び(ク)～(シ)は、構成員となるすべての事業者について提出すること
- ※(コ)及び(サ)は、「未納の額が無いことがわかるもの」であること
- ※(カ)～(シ)は、令和元・2・3年度(平成31・32・33年度)本市入札参加有資格者名簿に登録のある者については省略できるものとする（様式4に承認番号を記載すること）。

#### イ 提出期限

令和2年2月14日（金）午後5時30分まで（必着）

#### ウ 提出方法

提出期限までに下記9の提出先まで提出すること。持参のほか郵送での提出を可とするが、配達までの送達過程の記録が確認できる簡易書留等によること。

申請書類の受け付け時、参加申請者に対して本業務の提案書作成にかかる参考資料を交付する。

なお、郵送等での提出を行う者は、参考資料の送付用として角形2号に250円分の切手を貼付した封筒を同封すること。（参考資料の内容については、別紙3「提案書の作成について」2（5）を参照のこと。）

#### エ 参加資格審査の結果通知

すべての参加申請者に対し、令和2年2月25日（火）（予定）に様式3-1又は3-2に記載の担当者メールアドレスあてに通知する。

### （4）企画提案書類の提出

#### ア 提出書類

各提出書類については、A4版で作成し提出すること。

なお、(ウ)については、片面7枚まで、(カ)については、片面5枚までとする。ただし、表紙や目次は、制限枚数に含まない。

その他、提案書類の作成にあつては、別紙3「提案書の作成について」を確認すること。

- (ア) 公募型プロポーザル企画提案書（様式8-1又は様式8-2）
- (イ) 業務実施体制表（様式9）
- (ウ) 予定業務責任者の平成26年度以降の同種又は類似業務の実績調書（様式10）
- (エ) 予定スタッフの経歴・従事業務調書（様式11）
- (オ) 本業務にかかる提案
- (カ) その他補足資料（様式自由、提出の必要がある場合のみ）
- (キ) 提案見積及び積算根拠（様式自由）

#### イ 提出部数

正本1部（記名・代表者印を押印したもの）と副本10部

※副本には、記名・押印せず、事業者名や事業者を特定できる箇所（事業者名・所在地・代表者名・ロゴマーク等）にはマスキングの処理を行うこと。なお、「当法人」「当団体」のような記載は差し支えないが、具体的な名称の記載は避けること。

#### ウ 提出期限

上記（3）エの参加資格審査結果通知（合格）を受け取った日から令和2年2月28日（金）午後5時30分まで（必着）

#### エ 提出方法

提出期限までに下記9の提出先まで提出すること。持参のほか郵送での提出も可とするが、配達までの送達過程の記録が確認できる簡易書留等によること。

## 7 選定に関する事項

企画提案の審査については、有識者会議を開催し、以下の評価項目についての意見を聴取のうえ、発注者が受注予定者を決定する。審査は非公開とし、審査内容についての質問や異議は一切受け付けない。

なお、有識者会議の委員については、公平性・透明性を確保し、専門的な観点から評価を行うため、学識経験を有する外部の者で構成する。

### （1）プレゼンテーション審査

#### ア 実施日時

令和2年3月上旬（予定）（詳細は、上記6（3）エの参加資格審査結果通知に記載する。）

#### イ 実施場所

大阪市住之江区南港北二丁目1番10号 ATCビル0's（オズ）棟南館4階  
大阪市経済戦略局 第2会議室（予定）

#### ウ 内容・方法等

・上記6（4）アの提出書類を使用し、企画提案（実施方針等）について口頭にて説明を

行うこと。なお、資料の追加・変更は認めない。

- ・1者あたり約30分程度（うち説明15分程度。質疑応答を含む。）とし、参加者は1者あたり3名以内とする。なお、予定業務責任者は必ず参加すること。
- ・プレゼンテーション審査は、予定業務責任者の属する事業者等の社員等が行うこと。
- ・実施日、説明時間等については、変更する可能性がある。

※プレゼンテーション審査を欠席した場合は、選定から除外する。

(2) 選定基準・方法

項目		基準	配点
内容・手法	理解度・意欲	①委託の目的や内容を十分に理解して提案しているか	5
		②企業誘致業務にかかる適切な現状分析ができているか	10
		③提案から取組意欲がくみ取れるか	5
	有効性・確実性	①提案は具体的で説得力のあるものか	10
		②成果が見込める提案となっているか	10
		③業務を実施するにあたり、スケジュール等無理のない提案であるか	10
	実績・ノウハウ・オリジナリティ	①企業誘致業務に関する実績やノウハウがあるか	10
		②企業誘致業務に必要な知識・経験、ノウハウを有する人材の確保は可能か	10
		③独創的な手法やアイデアなど、創意・工夫が見られるか	10
	運営・経費		①業務を確実かつ円滑に遂行する体制（人数・専任性・機動性・フォロー体制）が確保されているか
②積算根拠の妥当性は確保されているか			5
③本市と一体となった企業誘致を実施するにあたり、特に支障となるような事象はないか			5
合計（有識者1名あたり）			100

※全委員の合計点が最も高い提案者が2者以上（同点）の場合

- ・提案内容の得点が異なる場合は、「有効性・確実性」項目合計の得点が高い者を受注予定者とする。
- ・「有効性・確実性」項目合計の得点と同じ場合は、「実績・ノウハウ・オリジナリティ」項目合計の得点が高い者を受注予定者とする。
- ・「実績・ノウハウ・オリジナリティ」項目合計の得点も同じ場合は、「理解度・意欲」項目合計の得点が高い者を受注予定者とする。
- ・「理解度・意欲」項目合計の得点も同じ場合は、「運営・経費」項目合計の得点が高い者を受注予定者とする。



・「運営・経費」項目合計の得点も同じ場合は、見積価格が低い者を受注予定者とする。

※全委員の合計点が最も高い提案者の評価において、一委員でも評価点が60点未満もしくは1項目でも0点がある場合は、受注予定者として選定しない場合がある。

### (3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ア 参加資格を有しない者が提案を行うこと
- イ 同一参加者が複数の提案を行うこと
- ウ 有識者会議委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
- エ 他の参加者と企画提案の内容又はその意思について相談を行うこと
- オ 受注予定者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
- カ 企画提案書等に虚偽の記載を行うこと
- キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと
- ク 提出された企画提案書等が次のいずれかに該当する場合
  - (ア) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
  - (イ) 記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの
  - (ウ) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- ケ プレゼンテーション審査を欠席すること
- コ 見積書に記載の額が上記2(3)の契約上限額を超えているもの

### (4) 選定結果の通知及び公表

すべての参加者に対し、令和2年3月下旬に通知するとともに、経済戦略局ホームページに掲載する。

## 8 その他

- (1) 本プロポーザルにかかる契約の締結は、令和2年度予算の成立を条件とする。予算が成立せず、契約締結を行わない場合に、受注予定者において損害が生じても、発注者はその損害について一切負担しない。
- (2) 企画提案書等の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- (3) 採用された企画提案書等は、「大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- (4) すべての提出書類は返却しない。
- (5) 提出された企画提案書等は、審査・受注予定者選定用以外に参加者に無断で使用しない（大阪市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- (6) 期限後の書類の提出、差替え等は認めない。ただし、本市より指示があった場合は、この

限りではない。

- (7) 本プロポーザルは受注予定者の選定を目的に実施するものであり、契約締結後の業務については、発注者と協議を行い策定する仕様に基づき実施するため、必ずしも提案内容どおり実施するものではない。
- (8) 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。
- (9) 受注予定者と契約を締結することができない事由が生じた場合は、企画提案審査において次順位以下となった参加者のうち、合計点が上位であった者から順に契約交渉を行うことができるものとする。ただし、一委員でも評価点が60点未満もしくは1項目でも0点がある場合は、受注予定者として選定しない場合がある。
- (10) 障がいのある人への合理的配慮の提供

受注者は、本業務が本市の事務又は事業を実施する事業者であることから、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に基づき大阪市が定めた「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえ、過重な負担が生じない範囲で、障がいのある人が障がいのない人と同等の機会が確保できるよう環境への配慮に努めるとともに、障がいのある人の権利利益を侵害することとならないよう、個々の場面において必要とする社会的障壁の除去について、合理的な配慮の提供に努めなければならない。

## 9 提出先、問い合わせ先

担当：大阪市経済戦略局企画総務部総務課（調達）

住所：〒559-0034 大阪市住之江区南港北二丁目1番10号 ATCビルO's（オズ）棟南館4階  
電話：06-6615-3719

FAX：06-6614-0150

電子メール：[keisen-keiyaku@city.osaka.lg.jp](mailto:keisen-keiyaku@city.osaka.lg.jp)

受付については、午前9時から午後5時30分までとし、土曜日・日曜日・祝日及び月曜日から金曜日の午後0時15分から午後1時までを除く。